令和８年（フ）第３０４号
大分市賀来南１丁目９番13―301号　ララ・リヴェール
債務者　秦　　幸輝
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７５号
鹿児島市草牟田２丁目34番９号　フレンドコーポ福留302号
債務者　内屋　　望
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３０９号
鹿児島市鴨池１丁目21番３号　第七セントラルハイツ西鹿児島305号、前住所鹿児島市南林寺町４番７号　朝日プラザ天文館南303号
債務者　和田　陽菜
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１０号
鹿児島市荒田１丁目38番３―1101号、前住所鹿児島市原良１丁目６番15号　マンションM302号
債務者　木脇　浩嗣
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１８号
鹿児島市下田町1898番地１　グループホーム然縁Ｂ棟11号、前住所鹿児島県伊佐市大口原田162番地４　テラスハイツ大口Ｂ　101号
債務者　白坂　尚樹
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３２１号
鹿児島市西佐多町4082番地、前住所鹿児島市本名町1160番地12　カリーズハウス憲202号
債務者　川西　敏久
1　決定年月日時　令和８年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４８号
北海道小樽市長橋１丁目17番39号
債務者　若林　直生
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第５２号
北海道小樽市長橋４丁目６番18号　ネクサス長橋103号室
債務者　安宅　春菜
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第１００号
茨城県守谷市百合ケ丘三丁目2798番地の６
債務者　吉田　慈子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第２１６号
石川県野々市市押野２丁目130番地２
債務者　東　　亮嗣（旧姓緑川）
1　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３１号
静岡県富士宮市淀師1673番地の15
債務者　渡邊　充彦
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４３号
静岡県富士宮市長貫1161番地の１
債務者　松井　栄二
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１４９号
静岡県富士市厚原1359番地の１　グリーンハイツ稲葉203号
債務者　城内　百合香
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１９７号
三重県四日市市日永西二丁目11番18号　ユーレジデンスサンミラー201
債務者　江口　潤三
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第２０４号
三重県四日市市鵜の森一丁目10番17号　マルエイハウスＢ・Ｄ鵜の森102
債務者　森田　幸治
1　決定年月日時　令和８年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

令和７年（フ）第２８５号
兵庫県明石市沢野３丁目２番地の５　サワーパルシェ104号
債務者　餅田　彩花
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第４７号
兵庫県朝来市和田山町寺谷274番地１　ＭＩＫＩコンドミニアム301号室
債務者　細見　匡臣
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係